

企画一資料3

令和6年第1回岐阜県議会定例会
条例その他議案
関係資料

企画経済委員会

目 次

議第35号	岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について 【市町村課】 企画 1
議第36号	岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について 【市町村課】 企画 2
議第37号	岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について 【情報システム課】 企画 3
議第49号	岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について 【商工・エネルギー政策課】 企画 4
議第50号	岐阜県奨学金返還支援基金条例について 【産業人材課】 企画 7

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

清流の国推進部市町村課

1 条例の趣旨

「住民に身近な事務は、住民に最も身近な市町村が、自ら考え自ら処理することが望ましい。」との考えのもと、「岐阜県事務処理の特例に関する条例」に基づき、県から市町村への権限移譲を推進

2 改正内容

(1) 条例で既に移譲対象となっている事務について、権限を移譲する市町村を拡大

事務の根拠法令	移譲する事務	移譲先
地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化防止活動推進員の委嘱 1項目	郡上市
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の飼養の登録等 10項目	養老町
高齢者の居住の安定確保に関する法律	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等 32項目	七宗町

(2) 農地法に基づく農地転用許可等を行う市町村として、揖斐川町が農林水産大臣の指定を受けたことに伴い、権限移譲の対象市町村から揖斐川町を削除

<農地転用許可の権限主体>

- ・指定市町村 農地法に基づき権限移譲された7市町（令和5年12月揖斐川町追加）
- ・権限移譲市町村 岐阜県事務処理の特例に関する条例に基づき権限移譲された9市町

	【県・指定市町村】	【権限移譲市町村】
4 ha 超	許可 ※要国協議 (法定受託事務)	権限移譲対象外
4 ha 以下	許可 (自治事務)	許可 (自治事務)

3 施行日

- 2 (1) 令和6年4月1日
- 2 (2) 公布の日

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について

清流の国推進部市町村課

1 概要

住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を追加することにより、申請時に住民票の写しの添付を不要とするなど、県民の利便性向上及び行政の効率化を図る。

2 改正内容

(1) 県が住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報(※1)を利用できる事務として、次の4事務を追加する。

(※1) 住民基本台帳(住民票)に記載されている氏名、生年月日、性別、住所等

○知事が行う事務(本人確認情報を知事が利用できる事務)

事務の名称	追加の効果
選奨生奨学金及び高等学校奨学金の貸与に関する事務	県民の利便性向上 (住民票の写しの添付の省略)
B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に対する肝疾患の治療及び検査に要する費用の助成に関する事務	県民の利便性向上 (住民票の写しの添付の省略)
生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施等に関する事務	行政の効率化 (市町村への文書照会等の省略)

○教育委員会が行う事務(本人確認情報を知事が教育委員会に提供できる事務)

事務の名称	追加の効果
選奨生奨学金及び高等学校奨学金の貸与に関する事務	県民の利便性向上 (住民票の写しの添付の省略)

(2) 住民基本台帳法の一部改正により、国外転出者の本人確認に附票本人確認情報(※2)を用いることとされたことに伴い、所要の規定整備を行う。

(※2) 戸籍の附票に記載されている氏名、生年月日、性別、住所等

○附票本人確認情報の保護等について、本人確認情報に係るものと同様の規定を整備

- ・附票本人確認情報の保護に関する審議会は、岐阜県個人情報保護審査会とする。
- ・自己に係る附票本人確認情報の開示を請求する者は、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

3 施行日

2 (1) 令和6年4月1日

2 (2) 住民基本台帳法の一部改正に係る規定の施行の日

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

清流の国推進部デジタル推進局情報システム課

1 概要

個人番号（マイナンバー）の利用事務は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）において定める事務（以下「法定事務」という。）のほか、福祉、保健若しくは医療などの社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定める事務に限るとされている。

今回、令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「番号利用法等改正法」という。）が公布され、新規で必要とされる情報連携のより速やかな開始を可能とするため、法定事務ごとに提供を受けることが可能な特定個人情報の種類等を規定する番号利用法別表第二を廃止し、主務省令に規定することで情報連携を可能とする等の改正がなされた。

これに伴い、所要の規定の整理を行う。

2 改正の主な内容

番号利用法別表第二の廃止に伴い、条例上の用語の定義に関する規定等の改正を行う。

3 施行日

番号利用法等改正法の施行日（公布の日（令和5年6月9日）から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日）

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

商工労働部商工・エネルギー政策課
労働雇用課
産業イノベーション推進課

1 改正の内容**(1) 職業能力開発促進法の施行に関する事務のうち、2級及び3級の技能検定試験手数料（実技試験）に係る軽減措置の対象及び金額の改正****○ 改正の主旨**

- ・「岐阜県企画経済関係手数料徴収条例」に規定している技能検定試験の手数料のうち、実技試験手数料については、従来から、ものづくり分野の若年者の入職を促進するため、一定の対象者に対して、国の補助制度を活用しながら県として減免（補助）を行っている。
- ・令和6年度から、国の補助制度が変更されるため、それに合わせて対象者や金額を変更するべく、条例改正を行うもの

○ 改正の概要

- ・国の補助制度について、令和6年度から3級を受検する23歳未満の者に対象が限定され、雇用保険被保険者は最大9,000円、雇用保険被保険者以外の者は最大4,500円が補助される予定
- ・県として、若年者のものづくり産業への入職促進を目的に、国の補助制度対象外となった2級受検者のうち、25歳未満の県内在校生及び県内在職者（雇用保険被保険者のみ）に対して、一律4,500円の減免措置（補助）を実施するもの
- ・改正後の実技試験手数料は、（別表）のとおり。

(2) 工業試験に関する手数料を徴収する試験区分の新設及び廃止**○ 改正の主旨**

- ・「岐阜県企画経済関係手数料徴収条例」に規定している手数料のうち、県試験研究機関が行う工業試験に関する手数料について、試験区分の新設及び廃止に伴う所要の規定の整備を行うもの

○ 改正の概要**① 試験区分の新設**

機器の老朽化により廃止する試験と同等以上の試験機能を維持するため、試験区分を新設（4項目）することに伴い、次の手数料を新たに徴収する。

手数料の名称	区 分		手数料の額 (1件につき)
機械・金属試験 手数料	表面性状測定	共焦点顕微鏡測定	3,850円
	円の形状偏差(真円度)		1,910円
	微小押込み硬さ試験		5,480円
	スクラッチ試験		3,880円

② 試験区分の廃止

試験機器が老朽化しており、業界からも継続要望が無いことから、試験区分を廃止(4項目)することに伴い、次の手数料を廃止する。

手数料の名称	区 分		手数料の額 (1件につき)
機械・金属試験 手数料	表面性状測定	非接触式表面性状測定	2,960円
	真円度		1,560円
ぎふ技術革新セ ンター試験手数 料	ナノインデント	ナノインデント測定	6,280円
		ナノスクラッチ測定	6,280円

2 施行日

令和6年4月1日

(別表) ※実技試験手数料関係

(1) 令和4～5年度の手数料(職種区分別)

(単位:円)

実技試験等級	特級	1級 単一等級 基礎級	2級		3級				
			住所 地等	—	県内	住所 地等	—	県内	在校生 (左記以外)
				在職者 在校生	在職者		在校生	在職者	
年齢区分	—	—	25歳未満	25歳未満	—	25歳未満	25歳未満		
下記以外	18,200	18,200	18,200	9,200		18,200	9,200	3,100	12,100
機械検査、 婦人子供服製造		15,200	15,200	6,200		15,200	6,200	2,900 (※)	10,100
和裁、テクニカル イラストレーショ ン、機械・プラン ト製図、電気製図		13,300	13,300	4,300		13,300	4,300	2,900 (※)	8,900
減免(補助)制度	—	—	—	(国) 9,000	(県) 9,000	—	(国) 9,000	(県) 9,000	—

※ 国の規定により、国家検定制度の安定性に鑑み、減免(補助)後の金額が2,900円を下回った場合は2,900円となる。



(2) 令和6年度の手数料(職種区分別)

(単位:円)

実技試験等級	特級	1級 単一等級 基礎級	2級		3級					
			住所 地等	県内	県内	住所 地等	—	—	—	在校生 (左記以外)
				在職者 在校生	在職者		非在職者の うち 非在校生	在職者	在校生 (かつ在職者 を含む。)	
年齢区分	—	—	25歳未満	25歳未満	—	23歳未満	23歳未満	23歳未満		
下記以外	18,200	18,200	18,200	13,700		18,200	13,700	9,200	7,600	12,100
機械検査、 婦人子供服製造		15,200	15,200	10,700		15,200	10,700	6,200	5,600	10,100
和裁、テクニカル イラストレーショ ン、機械・プラン ト製図、電気製図		13,300	13,300	8,800		13,300	8,800	4,300	4,400	8,900
減免(補助)制度	—	—	—	(県) 4,500	—	(国) 4,500	(国) 9,000	(国) 4,500	—	

<令和6年度 減免(補助)措置内容(予定)>

国：3級を受検する23歳未満の者に対して、在職者には9,000円、非在職者には4,500円減免

県：2級を受検する25歳未満の県内在校生および県内在職者に対して4,500円減免

<定義>

「在職者」：雇用保険被保険者

「非在職者」：在校生、家事手伝い、離職者等の雇用保険被保険者以外の者

「在校生」：受検申請日時時点で、以下のいずれかに該当する者

- ①公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校で指導員訓練若しくは職業訓練を受けている者
- ②認定職業訓練施設において職業訓練を受けている者
- ③学校教育法による高等学校、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校等に在学する者等

「県内」：受検申請日時時点で、以下のいずれかに該当する者

- ①受検者本人が県内に住所を有する
- ②受検者の在職する勤務先、在学する学校等の所在地が県内である
- ③その他知事が認めるもの

岐阜県奨学金返還支援基金条例について

商工労働部産業人材課

1 条例制定の前提となる事実（条例事実）について

- ・ 少子高齢化に伴う自然減の人口減少が進行するなか、本県ではさらに社会減としての若者の県外流出も生じている（令和5年11月の岐阜県の有効求人倍率 1.58倍（全国3位））。
- ・ 若者の県外流出の主な原因は「学業上の理由（県外への進学）」及び「職業上の理由（県外での就業）」であり、特に20代の職業上の理由による県外流出が顕著である。
 - （参考）「若者の県外流出」及び「県内定着の低迷」
 - ・ 高校卒業後に進学者の8割が県外へ進学
 - ・ 高校卒業後に就職者の2割が県外へ就職
 - ・ 県外進学者のUターン就職率は3割に留まる
 - ・ 県内大学生の県内定着率は4割に留まる
- ・ 県ではこれまで、岐阜県中小企業総合人材確保センターを中核として企業の採用力向上や人材定着に資する支援を実施するとともに、若者のU I Jターン就職・転職を促進するための取組を実施してきたが、より実効性の高い支援策が求められている。
- ・ そのため、県と企業が連携し実施する奨学金返還支援制度を創設することとした。

2 行政課題の重要性（必要性・正当性）について

- ・ 国では、平成26年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に奨学金を活用した若者の地方定着の取組を促進する方針を盛り込み、自治体による返還支援への財政措置として特別交付税措置の対象とすることとしている。
- ・ この特別交付税措置の対象となる返還支援制度の実施に当たっては、当該制度を実施する都道府県において基金を造成し、返還支援に要する経費の財源に充てることを条例で明らかにすることが求められているため、新たに基金条例を制定する。

3 行政課題の緊急性について

- ・ 令和6年4月から、当該返還支援制度の広報を開始するため、年度内に基金を設置する必要がある。

4 その他

- ・ スケジュール（予定）（令和6年度募集の場合）

令和6年4月	制度創設の広報を開始
令和6年6月	制度の活用を希望する企業及び学生等の登録受付開始
令和7年4月	登録された学生等が登録企業での勤務を開始
令和10年度	3年間の勤務を確認し返還支援（1/2の額）を実施
令和13年度	6年間の勤務を確認し返還支援（1/2の額）を実施

奨学金返還支援制度の創設による 若者の県内就職の促進について

○ 制度の目的

人手不足が深刻化するなか、就職活動を行う若者に向けた県内就職の新たなインセンティブを設けることで、県内企業での就業につなげる。

○ 制度の内容

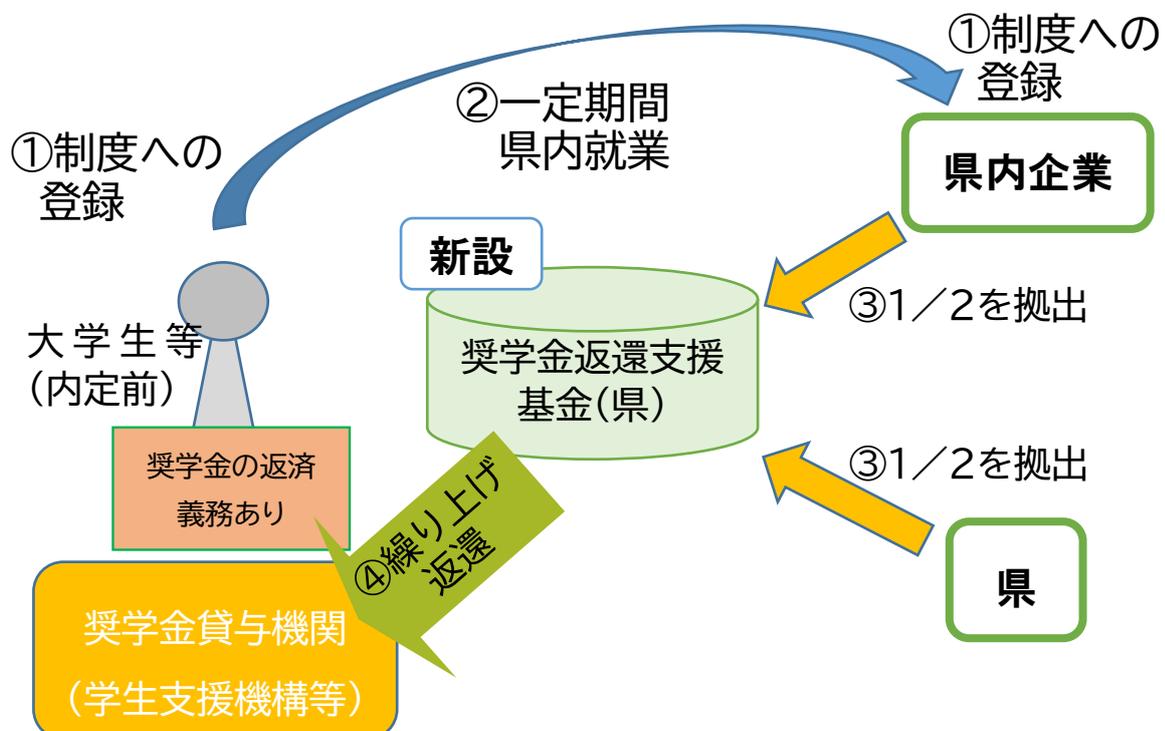
奨学金の返済義務を有する若者が、県内企業に一定の年数就業した場合、採用企業と県がその返済金の一部を負担する。

○ 今後の方針

本制度の運用に向けて、令和6年第1回定例会（3月議会）にて基金条例の創設について議案を提出する。

令和6年6月から制度の運用を開始する。

○ 本制度のスキーム



○制度（案）

項目	要件等
対象とする学校	大学、短期大学、大学院、 高等専門学校、専修学校専門課程
対象とする奨学金	日本学生支援機構（第一種奨学金、第二種奨学金） 岐阜県選奨生奨学金
支援対象者	35歳未満の新卒又は既卒の者 既卒の場合、県内企業で正規雇用により就業している 者を除く。
出身地	条件なし（県内外を問わない。）
就業後の居住地	条件なし（県内外を問わない。）
県内で就業できない 期間の取扱	本店が県内にある場合、通算2年を上限に認める。 （県外支社等への配置を想定）
支援金額	採用する企業が、次の区分ごとにいずれかの額を設定 ・大学、大学院、高等専門学校専攻科 60万円、100万円、150万円 ・短大、高等専門学校（専攻科を除く。）、 専修学校専門課程 30万円、50万円、75万円
支援人数	大企業：合計支援金額に上限を設け、実質的に支援 人数を制限 （案）300万円 150万円/人なら2人分 60万円/人なら5人分 中小企業：制限なし
支援方法	就業3年経過後 支援額の1/2 就業6年経過後 支援額の1/2
対象業種	条件なし